

コロナウイルス関連 公開情報取りまとめ
～2020年3月20日（金）17時現在～

在サンパウロ日本国総領事館

※ 本配信の領事メールの内容と一部重複します。

1 サンパウロ州

- (1) 3月20日昼、ドリア州知事は記者会見（コーバス市長等同席）を開いたところ、要点は以下の通り。
- サンパウロ州及びサンパウロ市は災害事態（Estado de Calamidade Publica）を宣言。
 - 3月21日から4月30日まで州立公園及びサンパウロ市立公園は閉園となる（イビラプエラ公園含む）。簡易行政窓口（Poupatempo）、州交通局（Detran）等は窓口対応せず、電話・オンラインでのみ対応。
 - 3月23日以降、アルコールジェルはスーパーマーケット及び伯薬局・薬品店ネットワーク協会（Abrafarma）に登録している薬局店において、原価で販売されることになった。但し、購入できるアルコールジェルの数は一人2つまで。
 - 州は治安対策を強化。道路における警察の配備強化のほか、スーパー、薬局、保健所での監視も強化する。
 - 州及びサンパウロ市における病床を増設。現在、市内におけるコロナウイルスの検査はアドルフォ・ルツ研究所でのみ行われているが、23日（月）からはブタンタン毒蛇研究所でも実施される予定。
 - サンパウロ市は20日より商業施設の営業制限を開始。軍警の協力の下、同日午前1時より市内監視を実施。
 - 20日現在、感染疑いは7,669人、感染者は286人、うち24人が重症、死者は5人。

2 マット・グロッソ州

- (1) 3月20日、州政府は州内で初の感染者（1人）を確認したことを受け、主に以下を発表。
- 州立及び私営の公園は閉鎖。フェイラ、教会、公園、運動場、ジムやパーティー等での人の集まりは禁止。ガソリンスタンドの営業は月曜日から土曜日の午前7時から午後8時まで。
 - バーやレストラン等は、客の受入れキャパシティの50%で対応し、（テーブル等の）距離は1.5メートルを要確保。公共交通機関は乗客が座席についている状況で運行。市間を結ぶ公共交通機関の運行は中止。タクシーや乗車アプリの利用時に前方座席の利用は禁止。これら規定に反した場合、行政処分の可能性有り。

3 マット・グロッソ・ド・スル州

- (1) 3月19日～20日、州政府による発表は以下の通り。
- 災害事態を宣言（20日）。期限は12月31日。緊急支出のための予算調整を許可。州議会内にコロナウイルス専門の委員会を設置。州政府公務員のテレワーキングを許可。
 - 集中治療室（UTI）の病床を増設。
 - 州立公園やスポーツセンターを閉鎖。州内の刑務所及び少年院施設への訪問禁止。
 - 3月20日午後3時半現在、州内の感染疑いは52人、感染者は12人、死者はなし。
- (2) 3月19日～20日、州都カンポ・グランデ市政府による発表は以下の通り。
- 市環境・都市行政局は窓口対応を3月18日より20日間停止。但し、電話やメール等を通じて対応。
 - 市内商業施設やナイトクラブ等、人が密集しやすい場所への客の立ち入りを停止（施設内飲食店のネット宅配は可）。その他市内レストランや軽食店は営業できるものの、清掃の強化、コロナウイルスに関する啓発、客のアルコールジェル使用、テーブルの距離を1.5メートル以上離すなどの対応が必要。
 - 3月21日～4月5日、市内学生・高齢者向けの公共交通機関カードの利用を停止。市内の広場及び公園を閉鎖。マルセロ・バルボーザ・ダ・フォンセッカ商業センターは閉鎖（3月20日～29日）。
 - コロナウイルスの市内感染者数やその他関連情報をまとめた[専門サイト](#)を開設。 (了)